

人権週間特集号

荒川区

☎(3802)3111

FAX(3802)6262

🌐 <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/>

📱 <https://www.city.arakawa.tokyo.jp/keitai/>

「誰か」のことじゃない

12月4日～10日は人権週間

12月10日は人権デー

人権は、誰もが生まれながらに持っている、自分らしく幸せに生きていくための権利です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、多くの人が不安を抱えながら暮らしている中で、さまざまな人権課題が浮き彫りになっています。

不安に包まれやすくなっている今だからこそ、「人権」の視点から、自分の言葉や行動が偏見や差別につながっていないか、「誰か」のことではなく「自分のこと」として考えてみる事が大切です。

問合せ

総務企画課人権推進係 ☎内線2271

日々の暮らしの中で、「誰か」を傷つける言動をしていませんか？

新型コロナウイルス感染症に感染したことを言いふらす

インターネット上で他人を誹謗中傷する内容を書き込む



相手の立場に立って考えてみましょう

▶誰もが自分らしく生きることができる地域社会に向けて

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、皆様におかれましては、感染拡大防止の取り組みに多大なるご理解、ご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

日々の暮らしが一変し、多くの方が不安やストレスを抱える状況の中、感染者や感染症関連の業務従事者等に対する差別や偏見、社会的に弱い立場の方々に対するさまざまな人権問題が報告されています。

国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」を理念とし、人としての尊厳や基本的人権の保障を目指し、国際的な取り組みが進められています。それはまた、区民一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生き、幸福を実感できる街を目指す荒川区の基本構想とも共通する考え方もあります。

コロナ禍において、生命の大切さ、人と人とのつながりの重要性を改めて再認識した今だからこそ、私たち一人ひとりが幸せに生きる権利を持ったかけがえのない存在であるという認識を持ち、他者を認め、尊重し、支え合う地域社会づくりを一層推進していくことが求められています。

区では、こうした地域社会の実現に向け、これまで以上に全力で取り組んで参りますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願いいたします。



荒川区長
にしきわ たけひろ
西川 太一郎

コロナ禍で顕在化した人権問題

コロナ禍では、日々の生活に大きな変化を強いられ、不安やストレスを抱える方が増えています。不安やストレスは、より弱い立場の人に向きやすく、差別や人権侵害の事例も報告されています。

感染者や関連業務従事者に対する差別

- 新型コロナウイルス感染症が確認されて以降、感染した方やその家族、感染症関連の業務に従事する方等に対する偏見や差別が発生しています
- 法務省の人権相談窓口へ寄せられた相談のうち、令和2年に175件が人権侵害事件（法務省が対策を講じた事案）として認定され、プライバシー侵害等の事例が報告されています
- 感染症は、誰もがかかる可能性のある疾患です。恐れるべきは人ではなく、ウイルスです。感染に対する不安な気持ちを、偏見や差別ではなく、思いやりにつなげるようにしましょう

インターネットによる人権侵害

- インターネットやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の利用が増加する中、個人情報の拡散や特定の個人を中傷する書き込みが数多く報告され、令和2年の人権侵害事件は全国で1900件を超えています
- 東京都の調査*では、子どもが関係するトラブルの増加が報告されており、子どもがインターネット上のやり取りをきっかけに誘拐等の犯罪に巻き込まれる事件も発生しています
*東京都民安全推進本部「家庭における青少年のスマートフォン等の利用等に関する調査報告書」（令和3年3月）
- 手軽に利用できて便利なインターネットやSNSですが、使い方で被害者にも加害者にもなることを理解し、正しく利用しましょう

児童虐待

- 令和2年度に全国の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は20万件を超え、過去最多となりました
- 区では、令和2年7月から荒川区子ども家庭総合センターで児童相談所業務を開始し、子どもを守る体制を強化しています。令和3年3月までにセンターに寄せられた児童虐待の相談件数は、572件です
- 心身に大変深刻な影響を及ぼす虐待から子どもたちを守る大きな手助けとなっているのは、近隣・知人等からの通告です。子どもや親からのサインを見逃さず、地域全体で見守り、児童虐待を防止しましょう

配偶者等暴力(DV(ドメスティック・バイオレンス))

- 外出自粛の長期化等の影響を受け、令和2年度の全国の相談件数は19万件を超え、前年度比で1.6倍に増加し、過去最高となっています
- 区に対する相談件数も、令和2年度は前年度比で80件以上増えて924件と高い水準になっています
- 多くは家庭内で起こるため、表面化しにくい実態がありますが、DVは、被害者を肉体的にも精神的にも深く傷つけ、人権を侵害する行為です。被害の深刻化を防ぐためにも、ひとりで抱え込まず、まずは家族や友人、専門の相談窓口にご相談しましょう

高齢者・障がい者等の人権侵害

- 外出自粛や福祉サービスの利用控え等により、認知症が悪化したり、介護する方の生活不安やストレスによって、虐待相談件数が増加しています。暴力だけでなく、世話をしなかったり、高齢者等の資産を勝手に使ったりすること等も虐待です。また、社会的に孤立した状態は、犯罪や消費者トラブル等につながりやすく、詐欺被害も増加しています
- 虐待や詐欺被害の疑いがあれば、相談窓口へ相談してください
- 成年後見制度の活用が必要な場合、費用助成等の制度もあります。専用窓口にご相談ください

主な相談窓口

※特段の記載がない限り、祝日の相談は休みとなります

人権全般

- ▶ **みんなの人権110（東京法務局）**
月～金午前8時30分～午後5時15分
☎0570(003)110
- ▶ **インターネット人権相談受付窓口（法務省）**
右の二次元コードから受け付けています
📄<https://www.jinken.go.jp/>
- ▶ **東京都人権プラザ一般相談（東京都）**
月～金午前9時30分～午後5時30分
☎(6722)0124・(6722)0125

インターネットによる人権侵害

- ▶ **違法・有害情報相談センター（総務省）**
右の二次元コードから受け付けています
📄<https://ihaho.jp/>
- ▶ **誹謗中傷ホットライン（一般社団法人セーファーインターネット協会）**
右の二次元コードから受け付けています
📄<https://www.saferinternet.or.jp/bullying/>
- ▶ **こどものネット・スマホのトラブル相談窓口「こたエール」（東京都）**
月～(出)午後3時～9時 ☎0120(178)302
右の二次元コードからも受け付けています
📄<https://www.tokyohelpdesk.metro.tokyo.lg.jp/>

児童虐待

- ▶ **児童相談所虐待対応ダイヤル**
24時間・年中無休 ☎189
※虐待を受けていると思われる子どもがいた場合、すぐに児童相談所へ通告・相談できます
- ▶ **荒川区子ども家庭総合センター**
月～金午前8時30分～午後5時15分 ☎(3802)3765
- ▶ **あらかわキッズ・マザーズコール24**
24時間・年中無休 ☎0120(536)883
※妊娠・出産・育児の悩みを、看護師等の専門スタッフに相談できます

配偶者等暴力

- ▶ **DV相談平（内閣府）**
24時間・年中無休 ☎0120(279)889
- ▶ **東京都女性相談センター（東京都）**
月～金午前9時～午後8時 ☎(5261)3110
- ▶ **こころと生き方・DVなんでも相談（アクト21）**
第1(火)午後5時～8時、第1(金)・第2(火)・第4(水)・(金)午前10時～午後4時、第2(金)・第3(水)・(金)午後2時30分～8時、第2(出)午前10時～午後3時（予約制） ☎(3809)2890
- ▶ **荒川区配偶者暴力相談支援センター**
月～金午前8時30分～午後5時 ☎(3806)3075

高齢者

- ▶ **おとしよりなんでも相談（区役所2階高齢者福祉課内）**
月～金午前8時30分～午後5時15分 ☎内線2675
- ▶ **各地区の地域包括支援センター、高齢者みまもりステーション**
※詳しくは荒川区ホームページで確認してください

障がい者

- ▶ **障害者福祉課相談支援係（区役所1階）**
月～金午前8時30分～午後5時15分 ☎内線2685
- ▶ **荒川たんぼセンター**
月～金午前8時30分～午後5時15分 ☎(3891)6824

成年後見制度

- ▶ **成年後見センター・あんしんサポートあらかわ（荒川区社会福祉協議会）**
月～金午前8時30分～午後5時15分 ☎(3802)3396

人権課題にはさまざまなものがあります

それぞれの人権課題を正しく理解し、偏見と差別のない地域社会にしていきたいと思います。

ハラスメント

- 嫌がらせやいじめを意味するハラスメントは、職場や日常生活のさまざまな場面で問題となっています
- 例として、「セクシュアルハラスメント（不快な性的言動）」「パワーハラスメント（職場等での優位性を利用した嫌がらせ）」「マタニティハラスメント（妊娠・出産を理由とした嫌がらせ）」「カスタマーハラスメント（顧客等による悪質なクレーム）」「レイシャルハラスメント（人種・民族等を理由とした暴言、嫌がらせ）」等があります
- 相手を不快にさせ、尊厳を傷つけるような言動は、人権侵害に当たるという認識を持ち、相手の気持ちに配慮した言動を心がけましょう


性自認・性的指向

- 「法律上の性」と「心の性（性自認）」が一致していないことや、恋愛・性愛の方向（性的指向）が同性や両性に向いていること等に対する偏見や差別に、悩み、苦しんでいる方がいます
- 性自認や性的指向は、自分の意思で変えたり、選んだりできるものではありません
- 適切な知識を持って当事者を理解し、偏見や差別の解消につなげていきましょう

多様性について知ろう

映画「カランコエの花」上映会、トーク&シェアタイム

日時	12月18日(出)午後2時～4時 (開場1時30分)
会場	ゆいの森あらかわゆいの森ホール
定員	30人(申込順)
講師	アクト21LGBT専門相談員・原ミナ汰氏、熟田桐子氏
申込み	電話・ファクス・荒川区ホームページ(右の二次元コード)で、イベント名・住所・氏名・電話番号を、荒川さつき会館 ☎(3802)2050 📠(3802)2998



映画「カランコエの花」

LGBT写真展

LGBT理解促進のための写真展を開催します。

- ▶ 12月17日(金)～27日(月)
- ゆいの森あらかわ2階吹き抜け
- ▶ 令和4年1月4日(火)～14日(金)
- 荒川さつき会館1階ロビー
- ▶ 令和4年1月17日(月)～31日(月)
- 男女平等推進センター1階交流コーナー

部落差別（同和問題）

- 歴史的な過程で作られた身分制度や人々の意識に起因する差別であり、我が国固有の重大な問題です
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」に基づく実態調査*では、現在も、毎年2000件以上の差別事案に関する相談が関係機関に寄せられていることが明らかになっています
*法務省人権擁護局「部落差別の実態に係る調査結果報告書」（令和2年6月）
- 近年、インターネットを利用した差別が全国的に増加しており、区でも発生しています。引き続き、正しい知識と現状認識で差別解消に向けて取り組んでいきましょう

北朝鮮による拉致問題

- 1970年代から80年代にかけて、北朝鮮当局によって多くの日本人が拉致され、区内にも拉致の可能性のある特定失踪者が存在します
- 重大な人権侵害である拉致問題の解決は、国民的な課題であると同時に、国際社会全体で取り組むべき課題です。一人ひとりが関心と認識を深めていきましょう

12月10日～16日は北朝鮮人権侵害問題啓発週間です

主な相談窓口

※特段の記載がない限り、祝日の相談は休みとなります

ハラスメント

- ▶ **【職場のハラスメント】**
- ▶ **足立総合労働相談コーナー（東京労働局）**
月～金午前9時～午後5時
☎(6684)4573
- ▶ **東京都ろうどう110番（東京都）**
月～金午前9時～午後8時、(出)午前9時～午後5時
☎0570(00)6110

【外国人の人権】

- ▶ **外国人権相談ダイヤル（法務省）**
月～金午前9時～午後5時
☎0570(09)0911
- ▶ **外国語インターネット人権相談受付窓口（法務省）**
右の二次元コードから受け付けています
📄<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken21.html#01>
- ▶ **【対応言語】** 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

性自認・性的指向

- ▶ **LGBT専門相談（アクト21）**
第4(火)午後2時～4時（予約制）
☎(3809)2890 ※祝日の場合は、第3回
- ▶ **Tokyo LGBT相談専門電話相談（東京都）**
(火)・(金)午後6時～10時 ☎(3812)3727

部落差別（同和問題）

- ▶ **同和問題に関する専門相談（東京都）**
(火)・(金)午前9時～正午、午後1時～5時
☎(6240)6035
- ▶ **総務企画課人権推進係（区役所4階）**
月～金午前8時30分～午後5時15分
☎内線2271

法務省が啓発を行っている人権課題

- 1 女性の人権を守ろう
- 2 子どもの人権を守ろう
- 3 高齢者の人権を守ろう
- 4 障がいを理由とする偏見や差別をなくそう
- 5 部落差別（同和問題）を解消しよう
- 6 アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- 7 外国人の人権を尊重しよう
- 8 感染症に関連する偏見や差別をなくそう
- 9 ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- 10 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 11 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 12 インターネットによる人権侵害をなくそう
- 13 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- 14 ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 15 性的指向および性自認（性同一性）を理由とする偏見や差別をなくそう
- 16 人身取引をなくそう
- 17 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう

ひとりで悩まず、誰かに相談～あなたの街の相談パートナー 人権擁護委員をご存じですか

法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員は、地域の方等からの人権相談に応じたり、人権を尊重することの大切さについて理解を深めるための普及啓発等の活動を行っています。

相談活動

人から嫌がらせや差別を受けたり、人権を侵害されたりして困っている方の相談に応じます。秘密は厳守します。

日時 第2(木)午後1時30分～3時30分(事前予約制)

費用 無料 **予約・問合せ** 総務企画課人権推進係 ☎内線2271

区内の人権擁護委員(50音順・敬称略)

- ▶宇津井洋子 ▶小澤 清 ▶小林美奈子 ▶小林 芳雄
- ▶神 眞理子 ▶神保 秀久 ▶砂田 厚美 ▶高田 正道
- ▶松熊 貴代 ▶宮本美和子 ▶矢吹 誠



お互いを認め合う

人権擁護委員 小林芳雄氏

東京2020オリンピック・パラリンピックが「一人ひとりが互いを認め合う(多様性と調和)」をコンセプトの一つとして開催されました。世界中の選手の活躍とともに、人種を越えて多くの感動を与えてくれたことは記憶に新しいところです。また、大会を通し、人権に対する強いメッセージが投げかけられたと思います。

人権とは誰もが持っている他の人が決して侵害してはいけない権利です。私たち人権擁護委員は、いじめや差別等の人権問題が少しでもなくなるように、「中学生人権作文コンテスト」「人権教室」等の普及啓発活動を行っています。

人権教室では、子どもたちに対して、相手の気持ちになって考える、相手を尊重する、お互いを認め合うことで人権を守ることがで

きると伝えていきます。

普及啓発活動以外には、法務局等での人権相談を行っています。昨年の人権相談件数(電話相談含む)は、全国で17万3634件、東京では1万4893件、そのうち人権擁護委員が対応したのは3853件です。私も人権擁護委員をお引き受けした時に、たくさんの方が悩み、相談をされていることに大変驚かされました。この人権週間を契機に、多くの方が人権問題で悩んでいることを皆様にご知っていただき、人権に関わる課題に少しでも目を向けていただければと思います。

私たち人権擁護委員も日々研鑽に努め、お互いを認め合い、受け入れ、共に生きていくことができる社会を目指し尽力してまいります。

普及啓発活動

人権の花運動

子どもたちが協力して花を育てることを通じて、命の大切さや相手への思いやりの心を育むことを目的に実施しています。令和3年度は、瑞光小学校と尾久小学校の子どもたちが取り組みました。



▲瑞光小学校の皆さん



▲尾久小学校の皆さん

人権教室

人権擁護委員が小・中学校を訪問し、人権についての授業を行い、思いやりの心や人権尊重の大切さを一緒に考える取り組みを行っています。

全国中学生人権作文コンテスト

次代を担う中学生が、日常生活で感じた人権に関する作文を書くことを通じて、人権尊重の大切さへの理解を深め、豊かな人権感覚を身につけることを目的に実施しています。

令和3年度の全国中学生人権作文コンテスト東京都大会では、原中学校1年・井田あずさんの「きらきら星のおじいさん」が作文委員会賞を受賞しました。

子どもたちの

人権メッセージ

小学生が、日常生活を通じて体験した人権の思いをメッセージにすることで、命の尊さについて理解を深め、人権尊重の意識を育むことを目的に実施しています。令和3年度は、荒川区代表として、瑞光小学校4年・大西考史さんの作品が選ばれました。

ぼくは、ふじいてるあきさんの「てるちゃんの顔」という本を読みました。この本を読んで、周りの人が病気でしょうがいをおつても、元気に生きている人のことをりかいて、やさしくせつしてくれるところが、とてもすてきだと思いました。

このお話は、病気で右の顔が赤くはれてしまった「てるちゃん」のお話です。てるちゃんは小学校で顔のことでいじめられ、転校します。転校した先の学校では、みんながてるちゃんのことをりかいてはげましてくれて自分に自信がつくというお話です。

ぼくは、街でしょうがいのある人が困っているところを見たことがあります。でも、ぼくはしょうがいのある人が困っているても勇気を出して助けられませんでした。他の人がその人を助けると、なんだか申し訳なく思いました。自分は不自由なく生活できているのに、しょうがいのある人はしょうがいがあって差別されたり、公共の場所を便利に使えなかったりと大変な思いをしていると聞いたことがあります。そのことを思うと、心がズキンといたみます。でも、どのように声をかけていいかわかりませんでした。

ぼくは、周りの人がしょうがいのある人のことをりかいて、もし困っていたら助けてあげると、みんなが明るく、楽しい街になると思っています。

これからは、もししょうがいのある人にあつたら、やさしくあいさつしてみようと思います。そして、もし困っていそうだったら、「何か手伝うことはありますか」と声をかけ、助けられるような人になりたいです。しょうがいのある人のことをりかいて、はげましてあげたいと思います。

みんな生きてるんだ
瑞光小学校4年 大西考史さん